

第 510 回岡山地方最低賃金審議会資料一覧

資料目次

- 1 異議申出書 資料No.1
 - (1) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書
(岡山県労働組合会議)
 - (2) 岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出
(岡山県高等学校教職員組合)
 - (3) 2024 年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出
時間給 982 円では生活できません
(岡山県医療労働組合連合会)
 - (4) 2024 年度岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書
(生協労組おかやま)
 - (5) 「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書
(労働組合岡山マスカットユニオン)
- 2 令和 6 年度 地域別最低賃金答申状況 資料No.2

岡山労働局長
森實 久美子 様



2024年8月20日
岡山県労働組合議会
議長 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、2024年8月6日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

今回の答申は、審議の経過と内容及び結果に重大な疑義があり、到底認められない。本審議会並びに専門部会に差し戻し、改めて岡山地方最低賃金審議会の独自性を発揮した審議を求める。

2. 異議の理由

(1) 50円の引き上げでは不十分である

今回ランクに関わらず一律50円の目安額が示されたことは、これまでない画期的なことであったと言える。50円の引き上げによって、県内最低賃金は982円になり、仮にこの金額で、173.8時間働いた場合月収は17万671円、年収204万8059円となり、ワーキングプア水準ぎりぎりである。

厚生労働省の発表では今年6月の実質賃金がプラスに転じたことが発表された。その要因として賞与が大きく、前年同月比7.6%増の21万4542円と急増したことがある。また、今年の春闇で大手企業による賃上げが相次いだことも影響していると考えられる。

しかしながら、賃金構造基本統計調査によると、大手企業の平均賃金は減少傾向にあり、大企業の平均賃金は0.7%減少している。全体の平均賃金は2.1%増にとどまっている。そして、30代～50代の子育て世代の平均賃金が1～3%減少している。この減少は、非正規雇用への置き換えが進んでいることが影響している。

総務省の「労働力調査2024年6月」によると、役員を除く雇用者のうち正規雇用者数は3669万人(63.4%)、非正規雇用者数は2121万人(36.6%)となっており、約4割が非正規雇用者となっている。

さらに、大手企業は岸田政権の看板政策である「賃上げ減税」によって、賃上げで儲けている可能性もあり、賃金引き上げが十分に行われていない可能性があるばかりか、大幅賃上げが発表されたが、手当や成果による配分で実際に賃上げがあるかどうかはわからない側面もある。

こうした現状から、確実に賃金を引き上げ、労働者全体の購買力を向上させ経済に好循環をもたらすためには、最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げ、速やかに1,600円を実現することが不可欠であると考える。



（2）人手不足・人口流出に対する危機感が希薄であること

最低賃金1,000円以上を実現しなければ、労働力人口の流出を促すことになる。広島県では1,020円(+50円)の改定となり、年収にして212万7312円、岡山県と比較すると約8万円の差になる。兵庫県では1052円(+51円)の改定が答申され、年収にして219万4051円、岡山県と約15万円の差となっている。

さらに、島根県では目安額を8円上回る答申が行われ、鳥取県では7円上回る答申となっている。その他、香川県・愛媛県でも目安額を上回る答申がなされている。まだすべての答申が出沿ったわけではないが、B・Cランクの20を超える地域で目安額に上乗せが行われている。

その背景にあるのが、人手不足・人口流出の問題である。住み続けることができるためには、安心して生活できるための条件が整っていることが必要であり、賃金・労働条件は特に重要である。

コンビニやショッピングモールで売られているモノの値段に違いがあるわけではなく、同じ仕事内容であるにもかかわらず地域が違うというだけの理由で賃金に差が生じるなら、できるだけ賃金水準の高い地域で就業するのは当然である。

今回、岡山地方最低賃金審議会が行った答申は目安額(50円)通りであり、地域経済に対する危機感が感じられない。

（3）審議過程が不明瞭であること

昨年、中央最低賃金審議会が金額決定にかかる審議過程の公開について、「公労使の三者が揃う場面については公開とすることが適当」とする判断がされた。これにより公開が進んだ地方審議会もいくつかある。しかし、岡山地方最低賃金審議会は、専門部会の審議は「公労使三者が揃う場であってもこれまで通り非公開」という決定がされた。

その理由が、「忌憚のない意見を述べてもらうため」というものであるが、最低賃金審議会の委員に選出されるということは極めて公共性が高いものであり、民主主義の観点からも公開されなければならないべきである。金額決定にかかる具体的な審議過程を知ることができないというのでは、結果だけが押し付けられることと変わりなく、公開されては困るような不正なやり取りが行われているのではないかと疑念を抱かざるを得ない。

（4）労働者側委員の任命にあたり恣意的判断がされている可能が極めて高い

岡山地方最低賃金審議会の労働者側委員の任命基準を明らかにするようにと、再三にわたり要請しているが、「労働局長の総合的判断による」という回答しかない。確かに、最低賃金法にも任命基準は定められていないが、委員を公募する以上は何らかの基準に基づいて判断されているはずである。

任命基準については明らかにされていない以上、我々が推薦する者が委員になることで、何らかの不都合があるため、意図的に排除されているとしか考えられない。このような不公正な状態で行われた審議は無効であると考える。

以上

2024年8月19日

岡山労働局長
森實 久美子 様



岡山県高等学校教職員組合
執行委員長

岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出

岡山地方最低賃金審議会は8月6日、岡山県最低賃金を50円引上げて、1時間982円に定めるよう意見を提出しました。昨年を上回る過去最大の引上げ額ということですが、全会一致ではなく労働者を代表する委員の反対があったとお聞きしています。最低賃金額も私たちが求めた1,600円とは大きな開きがあり、異議を申し出ざるをえません。

また、中央最低賃金審議会が示した引上げ額の目安の取扱いについても、全国一律最低賃金制度を展望する上で課題を残す結果となりました。目安額が全ランク同一の50円となりましたが、ランク間の格差を縮小するためには、下位のランクほど引上げ額が大きくなるようにしなければならないはずです。他の地方では、目安額に上乗せした意見を提出した審議会も見られるなか、ただ目安を追認しただけでは、審議の中身が疑われます。この点では、審議の公開を進めることも大きな課題です。

中小企業への十分な支援策が示されていないことも大きな問題です。このままでは、厳しい経営環境のもとで地域の雇用を維持してきた中小企業の経営が立ちいかず、かえって労働者の雇用が脅かされることにもなりかねません。

つきましては、次のとおり最低賃金審議会に再審議を求めるようお願いします。

記

- 最低賃金を時間額1,600円以上に引き上げることを目指し、少なくとも時間額1,000円以上となるような大幅な引き上げについて調査審議してください。
- 全国一律最低賃金制度の必要性について調査審議してください。
- 中小企業が使いやすい特別補助策の必要性について調査審議してください。



2024年8月20日

岡山労働局長
森實 久美子 様



岡山県医療労働組合連合会
委員長 [REDACTED]
住所 岡山市北区下伊福西町1-53
電話番号 086-255-1140

2024年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

時間給982円では生活できません

8月6日、岡山県地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を50円引き上げ、982円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しましたが、24年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

低く抑えられている診療報酬・介護報酬のもとで、24時間365日サービスの提供が求められる医療・介護の現場では、基幹的労働者であるにもかかわらず、夜勤ができないから、助手だから、ヘルパーだからと、非正規雇用で収入が低く抑えられている仲間がいます。猛烈な物価上昇は暮らしを直撃しています。生計費原則にもとづき、答申された金額よりも上積みすることが必要です。つきましては、今年度の岡山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

- 私たちは、「最低生計費試算調査」に取り組み、その結果から、岡山で単身世帯が「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、時間給1,600円以上、月額25万円が必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
- 私たちは、審議会へ届けようと、なぜ最低賃金1,600円以上を求めるのか、暮らしや職場の実態を訴える声を集めました。そこには「生活が苦しい」「病院に行けない」「子どもがうめない」「このままでは普通の暮らしができなくなる」「将来が不安」「未来に希望がない」など悲痛な声が寄せられました。
- 専門部会では忌憚のない議論を保障するために非公開とされていますが、県民の最低限の生活を保障するための最低賃金を決める、生存権に関わる大変重要な場です。本来は国が責任を持ってやるべきことだと思いますが、審議会が労働者の生計費をどのように考えているのか、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、生存権がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのか、引き上げを阻害する原因はどこにあるのか、県民皆が知り、一緒に考えていくべき問題であると考えます。よって、専門部会の議論の公開を求めます。



4. 私たち、医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、賃金は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
5. 以上より、改正答申を再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額 1600 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議をお願いします。

以 上

2024年8月20日

岡山労働局長
森貴 久美子 様



生協労組おかやま
定時職員部会事務局次長
岡山市南区藤田 564-178
電話 086-296-5174

2024年度岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

今回の最賃改定にあたり、中央最賃審議会が「全国一律50円」の答申を出し、岡山地方最低賃金審議会で「50円」とする目安通りの答申を決定しました。しかし50円の引き上げでは1000円にも届かず地域間格差も是正されません。今回の改定額では不十分であると考え、審議のやり直しを求めます。

① 暮せない最低賃金が全く解消されていない

非正規労働者の多くは最低賃金に抵触しない程度の低時給です。また正規雇用労働者でも最低賃金ぎりぎり、あるいは労働時間の長さを考慮すると最低賃金以下の賃金という人は決して少なくありません。

日本は最低賃金が先進諸国中で最も低水準の国に属しており、消費購買力がおじとどめられ、地方経済の疲弊を招いているといえるでしょう。生活費確保のために、非正規のなかまはダブルワークやトリプルワークをせざるを得ない実態です。非正規労働者にも世帯主が多く存在し、夫婦共に非正規労働者の割合も高くなっています。

親の低賃金が子どもの暮らしにも影を落とし、7人に1人と言われる子どもの貧困の原因にもなっています。親だけの収入では賄えず子どものアルバイト収入が欠かせない、大学生の多くは家から通える大学を選択する、アルバイトのために学習が疎かになるなど、背景には親の経済的状況があります。

低賃金化を食い止めるためにもこの水準の引き上げでは納得できません。憲法の保障する健康で文化的な暮らしには程遠い状況です。最低賃金は「賃金の最低額」を保証するためのものであり、当然その金額でまともな暮らしができるものでなければなりません。人間らしい暮らしのためには8時間働けば暮らしていくべき水準にまで最賃を引き上げることが必要です。

憲法25条の生存権、労働基準法第1条の人たるに値する生活保障や、最低賃金法第1条の賃金の最低額保障の原則に則った審議のやり直しを求めます。

② 全国どこでくらしても生活費は変わらない

同じ系列のコンビニで働く労働者はどの地域でも同じ業務に従事していますが、地域により賃金格差が生じています。賃金の地域間格差は地方から都市部への人口流出をもたらします。地域別最低賃金を人口動態調査と重ね合わせてみると、地域間格差が最低賃金の低い地域から高い地域へ流出させ、このことが地域経済を疲弊させる一因にもなっていることが見てとれます。

全労連が全国で「最低生計費試算調査」を実施した結果、全国どこでも生活には月額22~24



万円（時給1,500円以上）が必要となっており、大きな格差は存在しません。東京に比べ家賃が低い地方でも車が必需品で維持費が必要だったり、冬の暖房費がかさんだりと全国のどこで暮らしても生活にかかる費用はほぼ同じという調査結果になりました。

地方でも8時間働けば普通の暮らしができることが必要です。特に多くの若者は正規・非正規を問わず収入に不満を抱えており、自分の生活だけで精一杯で将来の家族形成など非現実的になっています。若者たちの賃金水準を家族形成が現実的と思えるまでに引き上げるためにも、最低賃金の大幅な引き上げを目指す審議をお願いします。

③県民・労働者の知る権利が侵害されている

私たちは全ての審議を完全に公開することを求めてきました。審議の公開・透明化は民主主義社会においては当然のことです。働く者の生活に重大な影響を与える賃金に関することが、密室でなければ議論できない特別の事情があるとは思えません。実際、鳥取地方最低賃金審議会ではすべての審議が公開され、公開することで何らかの不都合が生じているということは耳にしていません。審議が公開されなければ、異議申し立ての根拠も不明確であると考えます。

審議会・労働者委員は県労会議が推薦する候補者は毎年排除されています。明確な任命基準が示されていない以上、労働組合間差別が行われているとしか考えられません。このような状況で決められた引上げ額を受け入れることはできません。速やかな審議のやり直しをお願いします。

以上

岡山労働局長 森實 久美子 殿

2024年8月20日

「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書

岡山市北区岩田町
労働組合 岡山マスカットユニ
090-4693-49
執行委員長

2024年8月6日、岡山地方最低賃金審議会は、7月25日の中央最低賃金審議会の答申である「時給50円引き上げ」と全く同じ額の「答申」を提出しました（時給932円⇒982円）。

その約5パーセント程度の「引き上げ」では、経営側が労働時間の延長などの労働強化などによって簡単に取り戻してしまえる額です。昨今の生活必需品の値上げラッシュの中では実質的に引き下げです。

そもそも、現在の最低賃金の水準では、労働者は生活できません。特にウクライナ戦争開戦以降、食糧、エネルギーなどの価格は急激に高騰を続け、物価高が労働者の生活を確実に脅かしており、「最低賃金」の基準ストレスで働く労働者が、もはや生活できないまでに追い込まれています。最低賃金を大幅に引き上げる措置が即刻に必要です。

最低賃金の決定は、最低賃金すれすれで雇用されている労働者の「必要」を前提にした、低賃金の労働者を主体とした、大衆的な議論によるべきものです。

私たちは、あくまでも「最低賃金時給1800円以上」を要求し、岡山労働局長に対して、以下のとおり異議を申し立てます。

- 1:早急に最低賃金時給「1800円」以上とすること。税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1500円」以上となるように求める。
- 2:最低賃金審議会で為された議論については、専門部会も含めた全審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
- 3:「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に選任・補任する措置を早急に実現すること。
- 4:各地方最低賃金審議会の開催の事実、予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、地方新聞も含む新聞、マスコミに広告を出すこと等により、広く市民に広報すること。
- 5:できるだけ早く、1から5の方向で（最低賃金の水準維持を目的とした助成金制度等の創設および物価スライド制導入と一体で）全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

以上



令和6年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

(3ランクの目安額 50円)

R6.8.21時点

目安ランク	都道府県名	引上げ額	目安との差額	答申された改定予定額	改定前額	発効予定日
B	北海道	50		1,010	960	令和6年10月1日
C	青森	55	+ 5	953	898	令和6年10月5日
C	岩手				893	
B	宮城	50		973	923	令和6年10月1日
C	秋田	54	+ 4	951	897	令和6年10月1日
C	山形	55	+ 5	955	900	令和6年10月19日
B	福島	55	+ 5	955	900	令和6年10月5日
B	茨城	52	+ 2	1,005	953	令和6年10月1日
B	栃木	50		1,004	954	令和6年10月1日
B	群馬	50		985	935	令和6年10月4日
A	埼玉	50		1,078	1,028	令和6年10月1日
A	千葉	50		1,076	1,026	令和6年10月1日
A	東京	50		1,163	1,113	令和6年10月1日
A	神奈川	50		1,162	1,112	令和6年10月1日
B	新潟	54	+ 4	985	931	令和6年10月1日
B	富山	50		998	948	令和6年10月1日
B	石川	51	+ 1	984	933	令和6年10月5日
B	福井	53	+ 3	984	931	令和6年10月5日
B	山梨	50		988	938	令和6年10月1日
B	長野	50		998	948	令和6年10月1日
B	岐阜	51	+ 1	1,001	950	令和6年10月1日
B	静岡	50		1,034	984	令和6年10月1日
A	愛知	50		1,077	1,027	令和6年10月1日
B	三重	50		1,023	973	令和6年10月1日
B	滋賀	50		1,017	967	令和6年10月1日
B	京都	50		1,058	1,008	令和6年10月1日
A	大阪	50		1,114	1,064	令和6年10月1日
B	兵庫	51	+ 1	1,052	1,001	令和6年10月1日
B	奈良	50		986	936	令和6年10月1日
B	和歌山	51	+ 1	980	929	令和6年10月1日
C	鳥取	57	+ 7	957	900	令和6年10月5日
B	島根	58	+ 8	962	904	令和6年10月12日
B	岡山	50		982	932	令和6年10月2日
B	広島	50		1,020	970	令和6年10月1日
B	山口	51	+ 1	979	928	令和6年10月1日
B	徳島				896	
B	香川	52	+ 2	970	918	令和6年10月2日
B	愛媛	59	+ 9	956	897	令和6年10月13日
C	高知	55	+ 5	952	897	令和6年10月9日
B	福岡	51	+ 1	992	941	令和6年10月5日
C	佐賀	56	+ 6	956	900	令和6年10月17日
C	長崎	55	+ 5	953	898	令和6年10月12日
C	熊本	54	+ 4	952	898	令和6年10月5日
C	大分	55	+ 5	954	899	令和6年10月5日
C	宮崎	55	+ 5	952	897	令和6年10月5日
C	鹿児島	56	+ 6	953	897	令和6年10月5日
C	沖縄	56	+ 6	952	896	令和6年10月9日
全国加重平均額				1,004	-	